

当初・変更

工事執行機関 災害対策課

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		仮契約日	6年 6月 3日
工事番号	24-05010-0001	工 事 名	福島県総合情報通信ネットワーク更新工事	着工	議決を得た日から1日を経過した日
入札執行年月日	2024/5/10	発注種別	通信設備工事	完成	8年 3月31日
審 議 番 号	公所		本庁		
路線・河川名	—			予 定 価 格	5,593,388,900
工事箇所 自	福島市杉妻町地内			最低制限価格	—
至	ほか県内一円			調査基準価格	4,866,248,310
工 事 概 要	地上系有線設備、衛星系無線設備 1式			(予定価格に占める法定福利費概算額)	12,523,000

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（仮契約金額）
100000461 NECネットエスアイ株式会社 福島営業所	(1) 4,980,000,000	(2)	5,478,000,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

一般競争入札参加資格確認結果書

- 1

工事名又は業務名

福島県総合情報通信ネットワーク更新工事
- 2

入札執行権者

災害対策課長
- 3

公告日

2024/3/15
- 4

競争参加資格確認結果通知期限日

2024/4/26

資格確認申請者		資格の有無	資格がないと認めた理由
商号又は名称	所在地		
NECネットエスアイ株式会社福島営業所	福島市本町5番5号	有	

- 備考
- 1

この様式は、一般競争入札において取扱要領第3条第2号イ及びウの事項を公表する場合に使用すること。
- 2

資格の有無の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記入し、資格がないと認めた場合には「無」と記入すること。
- 3

資格がないと認めた場合の理由の欄には、公所において示した入札参加資格のどの条項を満たさなかったのかを記載すること。
- 4

記入欄が不足する場合は、適宜追加して仕様すること。

様式第4号(第13条関係)

総合評価方式入札結果

工事種別 通信設備工事

工事執行権者 災害対策課

工事番号	24-05010-0001	工事名	福島県総合情報通信ネットワーク更新工事		予定価格(円)	5,593,388,900	工 期	令和8年3月31日限り		開札予定日	令和6年5月10日
路線河川名	—	工事箇所	福島市杉妻町地内ほか県内一円	工事の概要	地上有線、衛星無線等更新一式					技術審査日	令和6年4月15日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
令和5年度第7回福島県総合評価委員会議		適	(令和6年1月17日)	要 ・ 不要		年 月 日
			年 月 日	要 ・ 不要		年 月 日

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 ＋加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A／C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
NECネットエスアイ(株)福島営業所	福島市	100	29.00	129.00	4,980,000,000	4,980,000,000	0.2590	1	—	落札者
入札参加者 1者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。

※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。

※学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して会議出席者名簿等を添付すること。

※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「—」を記載すること。

※技術提案の採否は、採の場合には「○」、否の場合には「×」と表記すること。 ※技術提案の採否が否の場合には、「加算点(b)」の欄には／(斜線)を記入すること。 ※契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。 ※「技術者確保数」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」、「災害出動実績」と「災害協定締結」は、重複して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。 ※選択項目については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から2項目、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。	※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。 ※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計((a)+(b))欄に「無効」と記載する。 ※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。	※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者としてします。
--	---	--

様式第2号附表(第13条関係)

施工計画の適切性に対する評価結果 (簡易型・標準型)

工事種別 通信設備工事

工事執行権者 災害対策課

工事番号	24-05010-0001	工事名	福島県総合情報通信ネットワーク更新工事		
路線・河川名	—	工事箇所	福島市杉妻町地内ほか県内一円	工事概要	地上有線、衛星無線等更新一式

入札参加者	施工計画の適切性 配点100点(総合評価方式における加算点配点10点)						総合評価方式における加算点	
	様式第9号(その1) 工事の工程表	様式第9号(その2) 各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫						
		配点	70					
		項目	1 工程管理計画	2 品質管理計画及び出来形管理計画	3 安全管理計画	4 環境配慮		5 施工上の工夫(環境配慮を除く)
NECネットエスアイ(株)福島営業所	15	10	20	10	10	10	75	
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								

※ 施工計画の適切性が不適である場合、不適となった項目の点数欄、合計欄及び総合評価方式における加算点欄に「不適」と記載し、他の項目の点数欄には「*」と記載する。

公告第50号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年3月15日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク更新工事一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から令和8年3月31日まで
- (4) 工事箇所 福島県福島市杉妻町地内ほか148箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者が共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）である場合は、当該共同企業体が次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 当該共同企業体の構成員の全てが(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(カ)から(キ)までに掲げる条件を満足している者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、3に掲げる日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(ウ) 電気通信工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の電気通信工事の項に規定する電気通信工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(オ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第 27 条の 23 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、電気通信工事の総合経営事項審査の総合評点が 800 点以上である者

(カ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の経営事項審査の結果のうち、電気通信工事の総合経営事項審査の総合評点が 1000 点以上である者。

(キ) 過去 15 年以内に元請として完成及び引渡し完了した都道府県又は政令指定都市発注の通信設備工事で防災行政無線システム整備工事の施工実績を有する者であること。

(ク) 1 級電気通信工事施工管理技士又は技術士（電気電子）のいずれかの資格を有し、電気通信工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2 者又は 3 者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2 者の場合はそれぞれ 30%以上、3 者の場合はそれぞれ 20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、単体企業若しくは他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適切である者であること。

(2) 入札に参加する者が単体企業である場合は、当該単体企業が（1）のアに掲げる条件のうち(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ク)まで並びに（1）のカに掲げる事項を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、共同企業体にあつては 2 の（1）のアに掲げる条件のうち(ウ)及び(オ)から(ク)まで並びに 2 の（1）のイからエまで及びカに掲げる事項、単体企業にあつては 2 の(1)のアに掲げる条件のうち(ウ)及び(カ)から(ク)まで並びに 2 の（1）のカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和 6 年 4 月 8 日（月）午後 5 時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室

電話 024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 6 年 3 月 15 日（金）から同年 5 月 9 日（木）まで

(土曜日及び日曜日並びに同年3月20日、4月29日、5月3日及び6日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

なお、契約条項を示す書類(設計図書を除く。)は、福島県危機管理部危機管理課のウェブサイトからダウンロードして入手することができ、設計図書については、福島県電子閲覧システム(工事等)により閲覧することができる。

(1) 福島県電子閲覧システム(工事等)のアドレス

<https://densieturan1.pref.fukushima.jp/juchu/>

(2) 福島県電子閲覧システム(工事等)の利用可能時間 午前8時から午後10時まで
(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時 令和6年5月10日(金)午後2時

(2) 場所 福島県庁北庁舎2階 小会議室

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年5月9日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札説明書若しくは入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い

本工事は、工事番号第24-05010-0002号の福島県震度情報ネットワークシステム更新工事(以下「関連工事」という。)と密接に関連する工事であるため、関連工事に落札者がいない場合には、本工事の契約の締結を留保し、関連する工事の落札者決定後に契約を締結する場合がある。

(1) 留保期間

関連工事の落札者の決定の日まで

(2) 契約の辞退について

ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。

イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は契約の締結を辞退することができる。

ウ ア又はイの規定に基づき契約の締結を辞退した場合においては、入札説明書に規定する見積に係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

(3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容

ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。

イ 福島県工事請負契約約款第 26 条第 1 項及び第 4 項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。

(4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更

配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。

13 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福島県条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が反社会的な行為等により逮捕されるなど、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県はこれを一

切賠償しない。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of Contract: Construction work for update of the Fukushima Prefectural integrated information and telecommunications network system 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 10 May 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 May 2024

(4) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, Risk Management Department

Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City,
Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7195

(災害対策課)